

総務民生委員会会議録

1. 日 時 平成28年6月21日(火曜日)
午前9時30分～午前10時18分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 戎屋昭彦委員長 猶野智和副委員長
竹岡昌治委員 安富法明委員
山中佳子委員 三好睦子委員
高木法生委員 末永義美委員
荒山光広議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 野尻登志枝 議会事務局係長
大塚 享 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名
篠田洋司 副市長 波佐間敏 上下水道事業管理者
田辺 剛 総務部長 大野義昭 総務部次長
三浦洋介 市民福祉部長 松永 潤 消防長
有吉武士 消防本部次長 松野哲治 上下水道局長
竹内正夫 財政課長 鮎川弘子 市民課長
三戸昌子 管理業務課長 原川 章 消防本部総務課長
7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（戎屋昭彦君） ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。

荒山議長、何かございましたら。

○議長（荒山光広君） いいえ。

○委員長（戎屋昭彦君） それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました、市長提出議案5件につきまして、審査いたしたいと思っておりますので、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

最初に、議案第57号美祢市行政組織条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） それでは、御説明申し上げます。議案第57号は、美祢市行政組織条例の一部改正についてであります。議案書が57-1ページ、参考資料が1から3ページになります。

これは、市長が掲げる公民館を中心とした地域活性化や公共施設の再編整備などの重点施策の強力な推進、その他重要施策の実施にあたっての部局間の横断的調整や、秘書業務、広報広聴業務を併せて所管することにより、トップマネジメントを最大限発揮できる組織として、市長公室を新たに設置するものであります。

この条例は、平成28年8月1日から施行するものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第57号について採決をいたします。

本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○委員長（戎屋昭彦君） 次に、議案第58号美祢市上下水道料金審議会条例の制定

についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） 議案第58号は美祢市上下水道料金審議会条例の制定についてであります。議案書が58-1と2ページになります。これは、市の水道料金及び公共下水道等の使用料金の適正化を図るため、公営企業法第14条の規定に基づき、美祢市上下水道料金審議会を設置するものであります。

この条例は、7月1日から施行するものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第58号を採決いたします。

○委員長（戎屋昭彦君） 本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号平成28年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。鮎川市民課長。

○市民課長（鮎川弘子君） 議案第55号平成28年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の55-1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ382万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億2,383万1,000円とするものでございます。

最初に歳出について御説明いたします。55-10、11ページ、資料のほうをお開きください。1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費・13節委託料、説明欄003一般管理経費で電算システム改修委託料を382万4,000円増額計上しております。

これは、平成30年度からの国保の広域化に伴い、市町村とともにその運営を行うための県のシステムが、早ければ平成28年10月から稼働し、試算を開始することを受けての改修でございます。県のシステムに、市のシステムが保有する被保険者データの一部を抽出し、県に提出するための改修であり、現在の本市のシステムでは対応できないため、必要となるものでございます。

次に歳入について御説明をいたします。55-8、9ページにお戻りください。3款国庫支出金・2項国庫補助金・5目・1節ともに国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金で300万円計上しております。

これは、国の示した補助上限額で設定しておりますが、市町村の規模を考慮して交付決定される予定の額でございます。

次に、9款繰入金・1項・1目ともに一般会計繰入金・7節国民健康保険制度関係業務準備事業費繰入金として82万4,000円を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。電算システムの改修委託料とありますが、いつも思うんですが、電算システムの委託先はどこかなと思うんですが、これは国保の電算システムみたいな会社があるのでしょうか。

それともう1件、歳入ですが、300万の国庫補助額がありますが、決定の基準とかあったのでしょうか、お尋ねいたします。

○委員長（戎屋昭彦君） 鮎川市民課長。

○市民課長（鮎川弘子君） 三好委員からの御質問にお答えいたします。電算システムの委託先がどのようになっているかという御質問ですが、電算システムにつきましては、現在まだ——現在の当市の住基システムのほうを改修する予定になっておりますので、住基システムの関係業者になるのではないかとおもわれます。

次に歳入について、国庫補助金の決定の基準ということでございます。こちらにつきましては、300万円というふうになっておりますが、これはまだ国が示した補助上限額、先ほどの説明でも申し上げましたが、国の示した補助上限額ということになっておりまして、市町村の規模を考慮して交付決定されるものということで、

まだ流動的なものでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 国保の県単位化に向けての基準——準備なのでこの議案に反対いたします。国保の広域化は国が医療費への国庫支出金を削減するのが狙いであって、決して国保が抱えている問題の解決にはならないと思います。システム改修の補正予算に反対いたします。

○委員長（戒屋昭彦君） もう少し、皆さんに分かりやすく御説明していただきますか。

○委員（三好睦子君） あのですね、この国保は県単位に向けて、山口県が一つになると——広域化っていうんですが、県単位に向けて、その準備という説明、今もありました。その広域化っていうことは、決して国保が抱えている今の問題を解決するものにはならないと。国が国庫への補助金、国庫支出金ですが、国からの国保に向けてお金を出す部分を削減するのが狙いなので、この国保の議案には反対いたします。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 三好委員にちょっとね、教えて、よう分からん。というのは、今国保が抱えている問題の解決にならないとおっしゃってたですよ。その問題がわからんのいんね。何が問題なのか。

それからもう一つは、今の広域化することによっての事務経費とかいろんなものを削減しようということについて、反対という意味もちょっとわからんのやけど。逆には経費を削減することによって保険対象者の負担は減すことが可能じゃあないんかなという気持ち、これは私の気持ちですが。ちょっと、全くわからないんで、もう一回お願いします。

○委員長（戒屋昭彦君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 経費削減が国保の保険料の削減には——軽くなることはありません。ただ、国保の広域化になったことで市町が今努力しておられる、何ていう

んですかね、保険料の回収とか、保険料を払うのになかなか払にくい人がおられて、親身になって納付期日の相談とかをやっておられますが、その相談ができなくなったりして、県の方向でいくので、収納が強化されていくとか、そういうことになります。

それと、問題というのが、今本当に国保が高くて、国保ってというのは事業主が入っておられなくて、今非正規社員とかいろいろフリーターとかあったりして国保に入っておられない事業もあるので、そしてその……国保じゃなく社会保険に入っておられない方があるので、国保にみななっていくんですけど、その収入が少ない方たちが国保に入った時、本当に払にくい状態になっていると、そういった問題もありますし、ほかにも国保が今、国が国庫支出金を削減しているので、これが一番大きな問題なんですけど、それで国保会計が苦しく、苦しくっていか保険者に負担がかかっているんで、これらの解決にはならないということが言いたいんです。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） よけい分からんようになったから、執行部のほうにお尋ねするんですが、今三好委員が言われたその何年か先に統合するということについて、もう少し、じゃあ統合したらどうなるのかという詳しい説明をできればしていただきたいと思うんです。

○委員長（戒屋昭彦君） 三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） 竹岡委員の質問にお答えいたします。これにつきましては、平成27年の5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律、これが成立いたしました。この法律によりまして、国民健康保険につきましては平成30年度から新たに都道府県が市町村とともに保険者となり安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことということで、この国保制度の安定化を目指すというものでございます。

具体的な内容ということでございますけども、まだ詳細につきましては、国からそのような詳細な通知等がございません。今後、事業において国のほうから詳細な通知等が来ようと思っておりますので今段階で詳細な説明等ができない状況でございます。

いずれにいたしましても、市は国保の保険者として今後改正の動向を注視しながら適切に対応してまいりたいということでございます。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） それでね、今三好委員が、今国保が抱えている問題が解決できないと、こういうことで反対とおっしゃったんですね。私が思っているのは国が今の国保会計、これをどう持続させていくかというのが一番大きな狙いだらうと思うんですね。したがって、終局的には持続しないと受益者困るんですから、そうしたかたちで詳細は言えないというのは、これはどうしても役人さんの言い方でしょうが、三好委員がその考えている、そのサービスが低下するんじゃないか、取り立てが厳しくなるんじゃないかという、言い方が悪いが弱者の味方の意見だと思うんですが、私やっぱし市町がともにやっっていこうというならば、そんなに大きく現状と変わらないんじゃないか。逆に、事務費がどれだけ節約できるか、いずれにしても国保事業を持続させるというのが一番大きな狙いだらうと思うんですが、その辺のところもう少し、思いでいいから、三好委員が賛成するような答弁できんかね。意味が分からんの、反対の。

○委員長（戒屋昭彦君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） それじゃすみません、失礼いたします。まず、国保制度維持することが大事だということは国民皆保険制度を堅持するという国の大きな狙いがございます。この国民皆保険制度の特徴は、一つは国民全員を公的医療保険で保証するということと、2点目医療機関を自由に選べる、いわゆるフリーアクセスという点、それから3点目は安い医療費で高度な医療、これはアメリカを比較したらアメリカは日本の2倍以上というふうに言われておりますので、安い医療費で高度な医療を提供する、4点目が社会保険方式を基本として皆保険を維持するために公費を投入するという4点が国民皆保険制度を維持するための特徴でございます。

そのため、実際に国保はどうかという点でございます。国民健康保険は、市町村国保財政はちょっと昔のデータですけど、約6割から7割が赤字だというふうに言われております。基本的には保険料、保険税と公費で半分ずつ、給付費について負担するということでございますが、現在、実際市町村国保の財政状況でございますけれど、財政運営でございますけれど大部分特別会計として運営されており、収入に応じて支出を抑制することはできません。従いまして、支出に合わせて予算を組まなければならないというのが実情でございます。

従いまして、医療費が増加する場合にはその手立てをどうするかという保険

税で手立てをするか、一般会計で繰り入れをしなければなりません。一般会計の繰入金も当然国保に入っていない家庭もありますので公平性の観点から無尽蔵に一般会計を繰り入れることはできないという実情がございます。こういった点を踏まえて、いかに市町村国保の財政を健全化するか、安定的に運営していくかということで県単位の国保っていうのが提唱された——検討されていると、そういうふうに向かっているという状況でございます。

背景については、以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） もちろん国保は持続可能で国民皆保険でなければなりません。でも、県単位になった場合、私が思うのは、なかなか収納率が、国保県単位になったときには収納率を問われて、取り立ても厳しくなって、今までのように、今までは市の方が納付相談とかを行かれて納付期間を——納付相談に行かれていましたが、これからはそういうことのほうにも、もちろんそれはあると思いますけど、なかなか取り立ても厳しくなると。そして、今までは市の場合は、保険証も短期保険証も考慮しておられたと思います。それも短期保険証を出すっていうか、それも厳しくなっていくのではないかと。そういった面で問題を抱えるってことがそうなんですけど、もちろん国保会計は、国保は持続しなければならない。国保のあるために国保を払わなければならないということで保険証がなくなったりして命が脅かされることがあったらいけないと思っております。それでもう、とにかく一番大事なことは国が国庫支出金を抑えてきたと。以前は、ちょっと今手元にはないんですが、50パーぐらいはやっていたんですが、ちょっと記憶にはないんですが、25ぐらいしか出してないのではないかと思います。それで段々その国庫負担、支出金を減らしていくのが今回の広域化の一番の大きな原因なので、私はこれに反対します。また詳しくは9月の一般質問で詳しく皆さんにもお話ししていきたいと思っておりますし、回答もいただきたいと思っております。

○委員長（戎屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） まず、この国保会計、なんか取り立てが厳しくなるからとかおっしゃるんじゃないけど、私はもともとこの事業はお互いが共助というのかな、受益者負担の公平性っちゅうのはやはり保つべきだと思うんですね。三好委員の話しを聞いていると、なんか払わん人をどうやって援護するかばっかしを考えておられ

るんですが、事業が持続しなかったらもっと悲惨な状態になるんじゃないですか。

したがって、その受益者の負担を公平さをどう保っていきながら、この事業を持続させるかでしょう。それに対して、共助だけではお金が足らんから、若干いろんな条件あるでしょうけど、一般会計からも若干お手伝いしているというのが現状だろうと思いますし、この辺が三好委員のおっしゃる反対の理由がね、なんとなく払わん人の援護ばっかし考えておられるようで、私はこの事業を県単位でやって、できるだけ支出を抑制しながら持続していこうということについては、大いにいいんじゃないかなあという気持ちを持っているわけです。やっぱ賛成できませんか。もうこれ以上言いません。言うてもだめ。

○委員長（戒屋昭彦君） ほかにございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 払えない人を援護している訳ではありません。払いたくても払えないという現実があるということで。今までは市の方が、何回も言いますが、納付相談に行かれていたと。それが今度はそんなきめ細やかな対応ができなくなる。まあ、されるかも分かりませんが、段々県単位になって納付率をいうようになるんです。納付率が低いと、分賦金でしたよね、その出し方が違ってくるんですね、市が出すものが。命を大切にしなければならない、命を守るというのが国保なんです。別に払えない人を保護している訳ではありません。いかに払いやすいようにするかっていうことと、広域化になったときにはだんだん厳しくなって、その払えない人から保険証を取り上げられたりする可能性があるのではないかと、そういうことを危惧するわけで、それから一番、何回も言いますが、国保会計は国庫支出金が減ったことで今問題が起きているので、広域化になることでそれは解決にはならないと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） まとまらん。今どうしても三好委員のおっしゃるのとかみ合わんのやけど、払いたくても払えないというのは、そうとうやっぱしね生活苦とかいろんな問題があるのだと思うんです。それを国保会計に特化して議論すべきじゃないと思いますね。生活保護だとかいろんな救済方法はあるはずですから、それ三好委員ちょっと国保会計にだけ特化して議論するのはおかしいと、私は思います。ぜひ、そういった方がいらしたら、またほかの面での、あなた得意ですから御相談受けられてやられたらいかがですか。

○委員長（戒屋昭彦君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） いま、払えない人は生活保護でとか言われましたけれど、なかなか生活保護の基準ですか、基準が上がったっていうんですかね、なかなか生活保護が受けにくい状態です。だから払えない人は生活保護っていうのはちょっと違うと思います。それと、さっき言いたかったことなんですが、美祢市の場合は法定外繰入をしていませんが、県内で法定外繰入しているところ、県内……いえ、ちょっとはつきりしないので、法定外繰入している市もあるのではないかと思います。広域化になった場合には法定外繰入、法定外ですよ、法定外繰入はしないよという方針が出ているのではないかと、そのようになるのではないかとということもあって、必ずこの広域化になったことで国保会計が豊かになるという、今までのも抱えている国保の問題が解決できるものではないと、そういうことで反対、理由です。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、安富委員。

○委員（安富法明君） 基本的に、その国保だけじゃありません。介護もそうですけども。介護も県単位というふうになっていくわけですが、市町村、市や町が基本的にその、国保会計にですね、さきの説明にもあったんですが限りなく一般会計で、三好委員が言われるように負担をしていくっていうのは、かなりほかの財源に与える影響もあるわけですから、公平性を保つという意味では、基本的には税から始まって、お支払いをいただける負担していただける分を皆様方に負担をしてもらっているというふうな考え方ですから、広域化によってこの制度の安定性を図るということは、基本的に私は正しいと思いますし、そうしないとそれぞれの制度がもたないというふうに思います。

弱者を守るという意味は否定はしませんけれども、それだけでは全体の市政といいますか、成り立っていかない。行政は成り立っていかないというふうに思いますし、私はそういう意味でこの議案に対しては賛成をします。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） ほかに御意見はございませんか。あのさきほど三好議員が言われましたいろんなあの（聞き取り不可）かもしれない。いろんなことがちょっとあるとおっしゃられましたのでそのあたりはまた、調査をしてみてもいいですね。他の市とかですね、いろんなことも確認したうえで対処していただければというふうに

思っております。

本案について、ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） ないようございましたら、本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（戎屋昭彦君） 挙手多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○委員長（戎屋昭彦君） 次に、議案第56号平成28年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より、説明を求めます。三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 黒い背表紙の補正予算書を御用意ください。議案第56号平成28年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）を御説明いたします。

この補正は、先ほど議案58号上下水道料金審議会条例の制定についてで御説明いたしました、この条例により開催する審議会に必要な経費を計上するものであります。

では、御説明いたします。1ページをお開きください。

第2条、収益的収入及び支出をごらんください。支出の補正でございます。補正の内容は、上水道事業費、営業費用を49万2,000円追加し、合計の既決予定額7億708万2,000円を7億757万4,000円に改めるものです。

では、2枚めくられまして、2ページ、3ページをお開きください。内容を御説明をいたします。予算実施計画書でございます。内訳は、総係費の報酬と旅費でございます。報酬は30万円を計上をしております。

審議会委員の報酬を美祢市報酬及び費用弁償規則に基づきまして、1回5,000円、委員10人の審議会を4回予定しており、総係費の報酬を20万円、そのほか、審議会の委員ではございませんけれど、日本水道協会の経営アドバイザーの公認会計士に料金について相談し、アドバイスを頂けるように報酬を10万円計上しております。

そのほかには、旅費を19万2,000円計上しております。

説明は以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第56号を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号財産の取得についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。原川消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（原川 章君） 議案第59号財産の取得について、御説明させていただきます。

議案書59-1ページ、参考資料4ページをお開きください。

はじめに、財産取得します、はしご付き消防自動車の更新整備理由について御説明いたします。美祢市消防本部に配備する緊急車両については、国の定める消防力の整備指針に基づき整備しており、主として中高層建築火災や人命救助で運用するはしご付き消防自動車は、高さ15メートル以上の建築物が概ね10棟以上ある場合に1台を配置することとされております。現在、美祢市内には該当する建築物が22棟存在し、主なものとして美祢市立病院、美祢市立美東病院、美祢青嶺高校などがあります。

今回、更新整備する車両は平成7年1月に整備したもので、運用開始から21年を経過し、車体シャシ及びエンジンの疲労度や、はしご装備の経年劣化など、年次点検の結果報告から鑑みて、今後起こりうる災害活動において安全性を確保することが困難な状況であることから更新整備を行うものであります。

それでは、議案書59-1ページをごらんください。

記として契約書抜粋を記しております。1の取得財産につきましては、はしご付き消防自動車一式であります。2の取得金額は1億7,874万円で、これには消

費税及び地方消費税分1, 324万円を含んでおります。

3の契約の方法につきましては、市内の自動車販売関係事業所及び県内のはしご取扱い事業所14社による指名競争入札といたしました。4の契約の相手方につきましては、去る5月12日に執行しました入札において落札いたしました、宇部市大字妻崎開作762番地に所在します藤村ポンプ株式会社、代表取締役藤村光寛との契約であります。

次に、参考資料4ページをご覧ください、取得財産の概要について御説明いたします。

まず、はしご付き消防自動車であります。機装メーカーはモリタ社、車体は日野自動車製はしご車専用シャシ、ディーゼルエンジンを搭載したオートマチック、4輪操舵方式、乗車定員6人です。

これに装備するはしごは、5段の30メートル級先端屈折式、先端のバスケット荷重は450キロ、そのほか、安全装備として、起伏、伸縮、旋回操作における、はしごの揺れを制御する装置を備えております。

次に、装備及び積載資機材ですが、バックアイカメラ、バスケット放水銃など、車両に積載する活動用資機材を列記させていただいております。納期は、平成28年12月10日とし、完成後の配備場所につきましては、検収後、美祢市消防署・本署としております。

なお、この度の整備事業には、財源として消防施設整備事業債1億7,620万円を予定しております。

また、更新後の現在の車両については、検討の結果、最も有意義な取扱いとして、一般社団法人日本外交協会からの要請に応じ、東南アジア等途上国の自治体などにおいて二次活用するため譲渡することを計画しています。

以上で説明を終わります。

○委員長(戒屋昭彦君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

はい、三好委員。

○委員(三好睦子君) お尋ねいたします。入札をされたということですが、過去の入札の結果を見ますと、入札が1回するときもあり、3回の——1回、2回、3回と、3回行われているときもありますが、この……何が基準なのでしょう。1回、2回、3回とする——入札をする基準は何なのか。

そして、今回の入札は何回行われたのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（戒屋昭彦君） 松永消防長。

○消防長（松永 潤君） 三好委員の御質問にお答えをいたします。

入札については、入札の予定価格が示されまして、この金額を下回らなければ落札とはなりません。ですから3回入札した場合は、1回、2回で予定価格を下回ることがなかったということで、3回を、入札をしたということでもあります。

えっと、もう1つの質問がどのような質問でしたでしょうか。（発言する者あり）
ああ、今回は1回です。今回はですね、先ほど14社による指名競争入札と申し上げましたが、参加業者は5社。それで、1回の入札で落札となっております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第59号を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案5件につきまして、審査を終了いたします。その他、委員の皆さまから何かございましたら、御発言をお願いいたします。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 質問いたします。公共料金をコンビニで支払いできるようにしてほしいという、数人の方から意見がございました。それでですね、日中働いて市役所にも払いに行けないと。仕事が終わって支払いに行こうとしたら、もう時間が遅くて払えないと。そういった理由で24時間いつでも払えるように、コンビニで対処できないかという御意見です。

で、市役所の収納対策課に公共料金をコンビニで支払えるように検討していただ

くように要望いたしました——先日……。そしたら、担当課長さんが水道や住宅、保育料などあるので、各課とも協議して検討すると、返事いただきましたが、その後どのように検討されたのか、お尋ねします。

さきほども国保の件でありましたが、国保が広域化になれば、収納率を厳しく問われるようになります。市民が払いやすい体制と環境づくりも必要かと思っておりますので、このコンビニ収納について、どのように検討されているのか、お尋ねいたします。

○委員長（戒屋昭彦君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいまの三好委員の公共料金をコンビニで納めるようにできないかということで、収納課長のほうにお話しをされたということなんですが、まだ、私どものほうにそういう話があったということを聞いておりません。

ただ、庁内で収納対策検討会という組織がありますので、その中で今後検討させていただきたいと思えます。

以前から、そのコンビニ収納については、いろいろな検討をした結果、現在のところ美祢市では導入してないということになってはいますが、引き続き検討してまいりたいというふうに考えてます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。その他……はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） あのう、これも検討していただきたいんですが、これは執行部なのか、議会サイドなのかよくわかりません。

せんだっての本会議ですすね、三好議員が三セクについて、いろいろ質問されました。それで、かなり細かいことまで質問されたんですが、そのとき篠田副市長が可能な限り要求があればお示しをするという、まあ優しい言葉があったんですすね。

で、その時に私、残念ながら自治六法を持ってませんでしたから、スマホで、いわゆるこれです。これで、自治法調べてました。二百何条やったですかいいね、あのとき——調べてました。議会に示すべき三セクの報告は何かってのが決めてあります。それで、一所懸命調べよったら、傍聴席のほうからいろいろサインが送られました。私がスマホで遊びよるといことだろうと思うんですすね。

そこで、議会の議場の中で、例えば発言中にそうした法律を調べたいと思ってもすすね、自治六法持ってなかったらなかなかできない。

それから、もう1つは第三セクターの——25年だったですかね、8月5日、総務省の指針があります。出てます。その中にも議会や住民の皆さんに対して、どういう報告をするかというのがあります。それを見てたんですが、自治法のほうを見よと思ってましたら——まあ、そうしたことがありました。

そこで、確かにこれで遊んでたんなら別ですが、自治法を今は簡単に調べることもできますし、いろんな法律を調べることができるんですね。

ぜひ、スマホではそういう誤解があるかもしれませんが、何かタブレットか何かを議場に設置してもらえんじやろうかと。また、それを使ってもいいというのがほしいんですね。

局長に聞きますと、自治法調べたことについては、規則違反でも何でもないという話だったんですが、やっぱり市民からするとね、何見よったかわからんと。こうなるでしょうから、まあ、そこで、どちらが——誰がどこで検討すれば可能なのか知りませんが、その辺をひとつ取り計らいをお願いしたいなあというふうに思います。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 今、竹岡委員のほうから議場でのタブレット、その他の使用についてということですが、これについては今後議会の中で、やっぱり当然使うということは費用対効果、それからまたいろんなことも絡んでくると思いますので、議会事務局、それから総務——いろんな方々とですね、相談しながら検討していきたいなというふうに思いますが、それでよろしゅう……。はい、篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 今の竹岡委員のお話の件でございます。確かにタブレット、執行部としてもあれば助かるという部分もございます。

したがいまして、議会と十分相談しながら検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、わかりました。ありがとうございます。よろしゅうございますか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 執行部も、まあ「あれば」とおっしゃるんですね、我々もぜひですね、それがあれば非常にスピーディーに法律とか条項を見ることができるわけですね。

例えば、会議規則だとか、いろんなものがインプットされておれば、すぐ検索で

きます。まあ、そうした面から、ぜひ使用ができるような方向をお願いしたいと思いますし、ついでに申し上げますと、非常にあのう、過去は第三セクターに対して補助簿まで見せろという議論もあったんです。

ですが、総務省も言ってるのは、議会や住民の皆さんにそこまで説明を——説明責任はどこまでだつてのは、きちんと決まっております。自治法にも決まっています。

まあ、そうしたものはやはり、議員としてルール守りながらやっていったらなと思います。併せてお願いをいたします。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、併せて今後こういったことについて、検討していきたいと思しますので、よろしく御対応のほう……（「ちょっと、ちょっと」と呼ぶ者あり）はいどうぞ、安富委員。

○委員（安富法明君） 総務民生委員会で委員長が受けられると、ちょっと、ほかの方の兼ね合いもあると思うので、一応議長に預けていただけたらというふうに……。

○委員長（戒屋昭彦君） 今、軽はずみで申し訳ない。そういったことで議長に相談してというふうに思っています。済みません、議長。

○議長（荒山光広君） 今、議場でのタブレット、あるいはスマホの使用についてということで、御意見がありました。今、全国的に議会で、いわゆるペーパーレス化でタブレットを使用しているところもかなりふえてきております。

県内では、長門市さんがですね、何か導入されておるようで、まあ、山口市さん……（発言する者あり）周南さん等も試験的に今やっておられるようでございます。その辺の状況も情報を仕入れながら、費用対効果もありますし、美祢の状態もありますので、また執行部ともいろいろ相談しながら、然るべきところで議論もいただいて、美祢市議会でどういうふうになればそれが取り入れられるのかを検討する場を設けたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、ありがとうございます。ほかに皆さん御意見、御発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

午前10時18分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年6月21日

総務民生委員長

戎屋昭彦